

港 湾 ・ 漁 港

港 湾

沿岸域の中で干潟・藻場は、海と陸と大気の接する場所として、生物種が豊富で多様な生物相を形成するとともに、高い生物生産力、水質浄化、親水等様々な環境機能を有する空間です。一方で、わが国は国土の7割が山地で平地の沿岸部に人口が集中しており、沿岸部に産業も集中していることから、沿岸域に環境負荷がかかる構造になっています。

このため、特に戦後の経済発展の中で、豊かで安全な生活と引き換えに、多様な生物の生息場所である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきました。

このような中で、平成12年に「港湾法」に基づき定められた基本方針においては、自然環境の積極的な保全として、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに生態系に配慮しながら新たな環境の創造を進めることとしています。干潟・藻場の保全・再生等、沿岸域における良好な環境の保全に積極的に取り組んで行く必要があります。

本県では、「豊かな海づくり推進」を目標に、水質・底質の改善、生態系の保存に取り組んでいます。

水質・底質の改善

防波堤に囲まれた閉鎖水域となる港湾の海水交換促進のため、防波堤の一部を透過性のある構造とし、湾内の水質・底質浄化に努める。

生態系の保存

港湾工事の実施にあたっては、海域生態系環境の保護に努める。特に、その原点となる干潟・藻場が存する現場においては、干潟・藻場が残存するよう工法を検討し、残存できない場合には、移植等による再生・復元対策を講じる。

港湾整備事業の取り組みと今後の方向性

環境と共生するエコポート政策の推進

平成6年に、将来世代への豊かな港湾環境の継承 自然環境との共生 アメニティーの創出を基本理念とする「環境と共生する港湾（エコポート）」を策定しました。

その目標は

- ・自然にとけ込み、生物にやさしい港

（良好な自然環境を保全するとともに、港湾の開発による潮流や水質への影響、浅場や藻場、生物・生態系への影響を出来る限り軽減します。）

- ・積極的に良好な自然環境を創出する港

（水質・底質の浄化等港湾環境の改善を図るとともに、緑地整備や海浜、干潟、浅場、磯場、藻場等の造成により生物の生息にも適した自然環境を積極的に創造します。）

- ・アメニティーが高く、人々に潤いと安らぎを与える港

（良好な港湾景観の形成や歴史的港湾施設の保全と利用、バリアフリーにも配慮した親水性の高い港湾緑地の整備等により、人々が親しみやすい快適な水辺の整備を図ります。）

- ・環境に与える負荷が少なく、環境管理のゆきとどいた港
(省エネルギー、省資源、リサイクルの推進等を図り、環境の状況を的確に把握し適切に管理を図ります。)

この目標を推進するために、

- ・干潟・藻場の保全・再生や覆砂等を行う海域環境創造事業
- ・汚泥浚渫等を行う港湾公害防止事業
- ・臨海部に緑地等を行う港湾環境整備事業等を総合的に実施しています。

港湾法等の改正

平成 12 年 3 月に「港湾法」の法目的に港湾の整備等にあたり環境の保全に配慮することを明記し、環境の保全に対する港湾行政の取り組み姿勢を明確化すること等を内容とする「港湾法」の改正を行いました。

この中で、港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然とふれあう場の確保の視点も踏まえて、港湾及びその周辺の大気環境や水質環境等に与える影響を、計画の策定に際して事前に評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減を進めるとともに、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングの実施を進めていくこととしています。

生物多様性を高めるための港湾における具体的施策

- ・汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善
- ・干潟、藻場及び臨海部の大規模緑地の保全・再生・創造
- ・研究の推進
- ・地域や N P O との連携

漁 港

環境に配慮した漁港漁村の整備

漁港は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しています。

このため、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小限とするように努めるとともに、事業の実施に当たっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可能な自然調和型防波堤等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩和するための海浜等の整備、再生資源の積極的な使用、低公害の建設機械の使用等、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的に推進します。

また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等の整備を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。

さらに、漁村の多くは伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、漁村の整備に当たっては、地域特有の自然条件を配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設等の整備を推進するとともに、都市と漁村との間の交流が図られるよう取り組みを行います。